

1 開会

2 委員紹介

3 会長挨拶

【練馬区長】 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今日は、平成29年度練馬区防災会議第1回であります。一言ご挨拶を申し上げます。この防災会議では、区の災害対策の基本となる、練馬区地域防災計画を取りまとめたいただいております。今回、昨年の熊本地震の教訓と、それから近来進めてきました、さまざまな実効性の高い防災体制構築への取り組みを踏まえまして、地域防災計画を見直すことといたしました。この見直しに当たりまして、本日は、地域防災計画修正素案を議題としております。ぜひ闊達な議論をお願い申し上げたいと思います。

私が区長に就任して、皆様方にご支援をいただきまして、もう早いもので3年と5カ月がたちました。この間の政策から区政運営まで、微力ではありますが、さまざまな取り組みをやってきたわけではありますが、特に防災につきましては、これは全ての政策や区政運営の基本であり、インフラでありますので、努力をしてきたつもりであります。就任後、直ちに、区として初めて、非常時優先業務実施方針を策定いたしました。発災直後の72時間が肝心でありますので、その時間に対応するために、すべての通常業務を停止して、限られた人的・物的資源を優先的、重点的に投入できるようにいたしました。また、訓練というのは、ただ形だけやってもこれは仕方がありませんので、実践的な訓練への見直しを指示いたしました。今年1月、初めて幹部職員が遠距離在住等で参集できない事態を想定して、初動訓練を実施いたしました。さらにこれも初めてであります。本日出席の自衛隊、警察、消防の皆さんとともに、災害対応審議訓練も実施いたしました。さまざま取り組んできたつもりであります。

私は、最初申し上げましたとおり、防災対策こそが区政運営のもっとも重要なインフラであると考えております。これまで、さまざまな区独自の政策、区政運営の改革に取り組んでまいりました。私がこうした積極的な区政を展開できているのは、皆様方に地域で防災のために頑張っただいただいているからであります。皆さんの活動により、地域防災体制が確立されていくと考えております。これからも皆様と力をあわせて、安全、安心な練馬の確立に向けて、全力で取り組んでいきたいと思っております。これからも変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

4 審議事項

【防災計画課長】 皆様のお手元には、練馬区地域防災計画平成29年度素案(案)を置かせていただいております。修正箇所は本編の中に赤字で見え消しで作成しております。本日

は別紙を用いて主な修正事項を説明します。資料1をご覧ください。練馬区地域防災計画修正素案(案)について説明します。今回の修正素案の作成に当たりましては、皆様方からアドバイスや具体的な修正案をお示ししていただいたところでございます。この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。

練馬区地域防災計画につきましては、平成23年3月の東日本大震災以降、災害対策基本法の改正をはじめ、防災を取り巻く環境が大きく変化した中、3度の修正を行い、防災対策を進めてまいりました。こうした中、昨年4月、熊本で地震災害が発生いたしまして、甚大な被害が発生いたしました。区といたしましては、発災後ただちに被災自治体に対しまして、人的、物的支援を行ったところです。また、国や被災した熊本県など、被災自治体におきましては、地震対応の検証が行われているところです。

今回の地域防災計画の修正につきましては、これまでに明らかになりました、昨年の熊本地震の教訓を踏まえ、防災体制や防災対策の実効性をさらに高めていくため実施するものです。あわせて、前回修正した平成27年3月以降の、国および都の防災に関する各種計画の修正や、区の施策の進展などを踏まえまして修正を行うものです。

国・東京都の主な動きについてです。国におきましては、本年4月、防災基本計画につきまして、昨年の熊本地震や、昨年、東北・北海道で川が氾濫し、高齢者施設の方が逃げおくれ、多数の犠牲者が出てしまった台風10号の教訓を受けまして、修正を行っています。

また、東京都におきましては、これは平成26年7月に地域防災計画を修正して以降、例えば、東京都水防計画につきましては、毎年改定を重ねるなど、防災対策の実効性を高める取り組みを着実に進めているところです。

練馬区地域防災計画(平成29年度修正)素案(案)の概要についてです。まず今回、地域防災計画の修正につきましては、3つの視点で行っています。1つ目は熊本地震の教訓を踏まえたものです。2つ目は国や都の防災に関する計画の修正を踏まえたものです。3つ目は前回の地域防災計画の修正から2年余り、その間の区の施策の進展を踏まえたものです。この3つの視点ごとに修正事項を別紙1にまとめていますので、ご覧ください。

まず熊本地震の教訓を踏まえたものとしたしましては4点です。これにつきましては、受けとめた課題と地域防災計画の修正の中に盛り込んだ対応について、それぞれ記載しています。

(1) 備蓄体制の強化についてです。なお、右側に記載しているのは本編で対応しているページです。備蓄体制の課題として、熊本地震では、本震後に避難者が急増し、一部の避難所では、食料が不足しました。その対応といたしまして、まず食料につきましては、都と区の役割分担によりまして、区が1日分を目標に備蓄して、都がそれ以降の分を備蓄・調達により確保することになっています。この役割分担のもと、現在、区では、食料と飲料水を、避難所に避難すると想定されています約7万7,000人の一割増し、8万4,700人の1日分を備蓄しているところです。この備蓄につきまして、発災初期に避難所には避難しないものの、食料や飲料水を求める避難者にも対応していくため、避難所生活者と避難所以外のところに避難する方の合計人数として想定されています、避難者約11万8,300人、これを踏まえて食料などを増やしていくとするものです。

続きまして(2) 物流体制の強化です。熊本地震では、被災自治体におきまして、物資

の受け入れや仕分けなど、物流に関するノウハウが欠如していたことなどによりまして、支援物資が物資集積所から各避難所に行き渡らない事実がありました。また、当初予定していた物資集積所が被災してしまいまして、代替施設の確保に時間を要しています。この対応といたしまして、東京都などからの支援物資を受け入れる地域内輸送拠点につきましては、現在の総合体育館、こちら谷原にあります。これとともに、光が丘体育館も指定します。また、物資の輸送につきましては、従来から協定団体の協力を得ることになっていました。昨年11月、熊本地震の課題も受けまして、協定団体との協定を見直しまして、支援物資の受け入れや仕分けについても協力が得られる体制としたところです。さらに、電話回線の輻輳時も流通関係者が情報共有を図れるように、MCA無線を整備し、物流体制の強化を図ってまいります。なお、この無線につきましては、今年度内に配備するものとして進めているところです。

(3) としまして、受援体制の整備でございます。これは応援の受け入れ体制の整備です。熊本地震では、熊本市などの被災自治体で10万人を超える全国自治体の職員が支援に当たっています。一方で、被災自治体によりますマネジメントがうまく機能しなかったことが挙げられています。具体的には、応援職員の配分が適切に行われなかったため、例えば技術職の職員が避難所運営に回ったといった事例も報告されています。災害時に、非常時優先業務を迅速かつ円滑に実施していくため、応援の受け入れを前提とした体制の構築が不可欠であると、改めて明らかになっています。こうした課題を受けた対応としまして、災害対策本部内に新たに受援に関する全体の調整を担当する受援本部を設置しまして、その部署が自治体への応援要請や区全体の人的支援のニーズ把握、さらに配分を行う体制を構築しています。また、協定締結団体や専門ボランティアなどにつきましては、庁内の災対各部が応援要請を行うこととするなど、受援体制を整備したことから修正を行ったものです。なお、受援体制の進展について、本年3月、練馬区災害時受援ガイドラインを策定しているところです。これは後の報告の中でご説明させていただくことになっています。

(4) 避難拠点以外への避難者への対応です。熊本地震では、余震やプライバシーなどの要因で、自宅や避難所にとどまらずに自動車やテントなど、狭いスペースで生活をした避難者が多く発生しています。これはマスコミでも報道されていたところです。この課題につきましては、区内では、車中泊ないしテント泊可能なオープンスペースは、熊本県と比較いたしますと限定的です。災害対応のための活動拠点としてのオープンスペースの利用を踏まえると、車中泊などのために別途確保することは困難です。また、災害時に自動車を使用した避難は、防災関係機関によります救命救助活動に支障となりかねません。やはり控えていただくことが重要です。こうしたことを地域防災計画に追記いたしまして、日ごろから周知していくものです。

以上4点について、熊本地震の教訓を踏まえて、地域防災計画を修正するものです。

これ以降の2、3につきましては、基本的には時点修正です。まず、2の国の防災基本計画の修正及び都の防災に関する各種計画の修正等を踏まえたものにつきまして、1つ目は洪水などの際発令する避難情報の名称を、今年の台風10号の教訓を受けまして、これまでは避難準備情報としていたものを、高齢者などにもわかりやすい表現として、避難準備・高齢者等避難開始などに、国が変更したことから、それぞれ記載を改めています。

2つ目は、都は、都立公園につきまして、震災時利用計画案を、例えばヘリコプターの

離着陸場をどの場所にするかなどをあらかじめ定めているところです。昨年度、区内4つの都立公園のうち、城北中央公園及び光が丘公園につきまして改定が行われたことから、記載を改めています。

3つ目について、これも東京都におきまして、水防にかかわる名称についても変更が行われましたので、こちらにつきましても記載を改めています。

3、区の施策の進展等を踏まえたものです。防災につきましては、安全、安心な区民生活の基盤です。区が実施するすべての事業の大前提として、さまざまな施策を展開しています。前回の地域防災計画の修正から2年余り、この間進展いたしました施策を踏まえて修正するものでして、9つの項目を挙げています。

(1)土砂災害警戒区域の指定につきましては、本年3月、区内で3地区が土砂災害警戒区域などに指定されたことから、土砂災害ハザードマップを作成しまして、危険性を周知するとともに土砂災害時の避難所を周知していくものです。

(2)区道の無電柱化の推進につきましては、区では都市防災機能の強化などを目的に推進しているところです。今までは無電柱化が難しかった歩道を含めた狭い道路でも事業を進めるため、モデル事業への取り組みを開始しています。無電柱化を総合的、計画的に進めるため、練馬区無電柱化推進計画を作成します。

(3)民間建築物の耐震化の促進についてです。区立小中学校の耐震化につきましては、既に98.9%、そのほかの区立施設につきましては100%耐震化されてございます。また、残された区立小中学校につきましても、既に2校は改築工事を始めてございまして、残る1校は現在設計を進めていますので、近い将来100%になります。なお、新しい計画では、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路におきまして、特定の民間建築物について耐震化を重点的に促進してまいります。

(4)医療救護所の再編です。区内10カ所の学校に設置している医療救護所につきましては、従前、地域バランスを踏まえまして設置していました。これを患者の搬送体制なども考慮いたしまして、一部を災害医療機関に近接する学校等に再編したものです。

(5)災害時の道路の適切な維持管理です。区といたしましては、陥没事故を防ぐため、路面下空洞調査を緊急輸送道路として指定されている区道について実施していくものでございます。

(6)避難態勢の強化です。避難拠点以外の区立施設に区民の皆様が緊急避難した場合や、区立施設を臨時的避難所として開設することについて、平成27年度、その対応やその手引きについて、マニュアル等を作成いたしました。災害時におけます区立施設の対応を一定整理いたしましたので、修正を行っています。

(7)災害時要援護者の安否確認の充実です。こちらにつきましては、本年3月、区は介護及び障害福祉サービス事業者と、安否確認の支援協定を、締結させていただいたところです。震度5弱以上の地震が起きた際、各事業者はサービス利用者の安否確認を行う仕組みを構築したものです。

(8)女性視点による災害対策の推進についてです。昨年3月、第4次練馬区男女共同参画計画の策定や、区民の皆様にご参加いただいております防災懇談会のご意見なども踏まえまして、女性防災リーダーの育成、女性が防災活動に参加する重要性の啓発に努めることや、区民防災組織が使う資機材の更新時には、女性にも扱いやすいものを検討すること

を計画に追記しています。また、災害時におけます男女共同参画センターの役割につきましては、国が地域防災計画に明記することが望ましいとしていることを踏まえまして、追記したものです。

(9) 災害廃棄物の適正処理につきましては、災害時に収集運搬体制の確保を図るなどのため、練馬区災害廃棄物処理計画を策定し、これによって、災害時のごみ、し尿処理、がれき処理をしていくものです。これにつきましては、現在策定に向けて庁内で議論を重ねているところです。

続きまして、地域防災計画の修正スケジュールの予定です。本素案につきましては、9月13日に防災懇談会からご意見をいただきたいと考えています。また、9月21日から10月11日まではパブリックコメントということで区民の皆様からご意見をいただきたいと思っています。いただいたご意見の内容を確認しつつ、1月ぐらいには案を策定いたしまして、本年3月には第2回の防災会議を開催させていただき、策定していきたいと考えているところです。

以上でございます。

【危機管理室長】 地域防災計画の29年度修正素案(案)ということでお示しし、ご説明させていただいたところです。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この素案(案)をもって、これを練馬区地域防災計画平成29年度修正素案として、この場で決定をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。先ほど、今後の予定で事務局からの説明がありましたが、これを区議会の意見、あるいはパブリックコメントで、区民の皆様方からのご意見もいただきながら、素案を案にまとめさせていただき、改めて3月ごろを予定しておりますこの防災会議でお示しをさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、4の審議事項を終わらせていただきまして、5の報告事項に入らせていただきます。

5 報告事項

【防災計画課長】 練馬区業務継続計画(地震編)(平成28年度修正)の概要について、ご説明いたします。

業務継続計画につきましては、地域防災計画の実効性の確保と、区の災害対策体制の強化として、大規模な地震災害時にあっても適切に業務を遂行することを目的に、平成23年度に策定したものです。計画の見直しにつきましては、原則毎年行っているところですが、平成26年度に非常時優先業務実施方針、それから地域防災計画の修正を行ってまいりまして、これを受けまして翌平成27年度に業務継続計画を、章立てを含めまして全面的に修正を行いました。こうしたことから、委員の皆様にご報告をするものです。

ご報告は「平成28年度修正の概要」の資料を用いまして説明します。まず、第1章総論の1.3計画の対象組織をご覧ください。この業務継続計画は、区の組織のみを対象とした、計画になっています。区の組織のみと申しましても、区は災害時、多様かつ膨大な

非常時優先業務を、限られた人的資源と物的資源で担う必要があります。第2章では毎年度、庁内各部が非常時優先業務に関する所要人員の把握を行いまして、まず職員の過不足を把握する仕組みをつくっています。第3章として人的・物的資源の確保対策の検討として、大きく4つに分類し、14項目をピックアップしてそれぞれ現状の対策、それから対策の方向性を示しています。例えば災害対策体制のところの 配備・動員計画では、対策の方向性といたしましては、応援職員の受け入れ体制の整備が必要ということでもまとめています。

次に第4章です。環境部の災害時の対応を代表例としご説明します。非常時優先業務を災害対応業務と、優先的通常業務に大きく区分をいたしまして、それぞれ開始目標を時間計画別にまとめています。例えば、24時間以内の開始目標としてし尿処理の実施は24時間以内に取り組むんだとそういう見方になってございます。また、主な業務について、具体的な対応を箇条書きで記載しています。こうした形で各部の対応を1冊でまとめているものです。これによりまして、自分の部はもとより、ほかの部の動きもこれ1冊でわかるようになり、区全体の動きがわかるようになっていきます。

防災関係機関の皆様におかれましては、これを見ていただきますと、区全体の動きがどうなっているのかということが掴むことができる資料です。インターネットでも公表しているものなので訓練を行う際、区との連携が必要な場合、この資料を使っていただき、ご意見があるときは、危機管理室にご連絡をいただければと考えています。

第5章です。業務計画体制の整備といたしまして、応援に来ていただいた応援職員をどの業務に優先的に投入するのかというのを一定整理したものです。例えばフェーズの2、発災後24時間から72時間の欄を見ていただきますと、この時間については基本的に、医療救護所の支援に応援職員を優先的に投入していこうという考えで一定整理をいたしました。なお、実際の災害の応援職員投入につきましては、被害状況や被害予測などを総合的に判断いたしまして実施していくこととなります。これはあくまで、事前に一定の整理を行ったというものです。

区では、業務継続計画の実効性を検証するため、引き続き様々な状況や時間帯を想定いたしました実践的な訓練に取り組んでまいります。そこで明らかになりました課題や改善点を踏まえまして、計画を修正しまして、区の災害対応力を強化してまいりたいと考えています。引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。説明は以上です。

【危機管理室長】 この報告に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、報告事項の1番を終わらせていただきまして、報告事項の2番、練馬区災害時受援ガイドライン(人的支援編)(平成28年度策定)の概要につきまして、説明をさせます。

【防災計画課長】 それでは、練馬区災害時受援ガイドライン(人的支援編)(平成28年度策定)についての報告です。まず、たびたび「受援」という言葉を使用してございますけれども、これは応援を受けるということですが、この考え方につきましては、神戸市が平成25年に、平成7年の阪神淡路大震災で応援を受けた経験や、平成23年の東日本

大震災で応援を行った経験を活かし、神戸市災害受援計画を作成いたしました。それ以降広まってきているものです。

1の策定の背景と目的についてです。区では平成27年度に先ほどの業務継続計画を全面的に見直した中、避難拠点の運営をはじめ、非常時優先業務を区職員5,000人弱でどう実施していくかということが大きな課題でした。応援職員の迅速で適切な受け入れが不可欠であるという考えに至ったところです。それを受けまして、昨年受援ガイドライン作成に向けまして準備を進めていた中、熊本地震が発生しました。その際の受援に関する体制や課題につきましては、国、それから熊本県なども熊本地震を受けて検証を行っています。被災した熊本市につきましては、発災から1カ月半という短期間に、延べ3万5,000人の応援職員を受け入れています。区としましても、発災直後から応援職員を円滑に受け入れる体制づくりを進める必要を改めて認識したところです。そこで、目的といたしまして、区は混乱期においても外部に躊躇なく応援要請を早期に行い、非常時優先業務を迅速かつ円滑に実施する体制を整えることを目的に掲げました。また、熊本地震には被災地支援に実際に応援に行った職員もいますので、そういった職員の意見も聞きながら作成に取り組みました。

ガイドラインのポイントは3つです。1つ目は、応援職員を受け入れるための体制と手順を定めることです。2つ目は、応援職員を受け入れる業務をあらかじめ特定いたしまして、業務ごとに執務スペースの必要性の有無などの活動環境や必要な資機材などを明らかにしていくことです。3つ目といたしまして、民間団体との協力の確保に向けました協定締結の考え方を整理することです。以下、多少前後いたしますけれども、この3つのポイントに沿って概要を説明します。

まず、体制の整備といたしまして、災害対策本部の中に、新たに受援本部を設置いたしまして、ここが全体調整を担当することといたしました。その右側、各部と書いていますが、各部の中に庶務担当課があります。各部の庶務担当課は、受援本部との連絡調整や部内の受援の取りまとめを行います。また受援業務ごとに指揮命令者と受援の実務を担う受援担当者を置きます。

受援の実際の手順につきましては、の中の1応援要請の基本的な考え方の図をご覧ください。自治体への要請は、受援本部が各部から要請を受けまして行います。また、配分につきましてもこの受援本部が行っていくというものです。また個別の協定締結団体や専門ボランティアなどについては、各部が応援要請していくことを明確にしたところです。

次に協定締結の考え方です。の6の(2)をご覧ください。災害時に区が応援を要請する可能性のある団体とは、平常時から協定を締結し、応援を受ける業務内容や費用負担などを明確にしておくことが望ましいという整理をしました。理由につきましては、同じところの(1)で触れておりますが、協定を締結していない民間団体などから応援の申し出が予想されるだろうということもあります。応援を要請する可能性がある団体とは事前に、例えば業務内容や費用負担などを明らかにしておくことが必要だということから、こうした整理を行ったものです。

次に、受援業務の選定についてです。をご覧ください。このガイドラインの策定に当たりまして、応援の職員を受け入れて実施することが必要な非常時優先業務を調査しました。調査の中で、合計53業務が受援業務としてピックアップされました。ピックアップ

した受援業務毎にシートを作成し指揮命令権者は誰か。指揮命令権者の代理者は誰なのかということを確認にしました。また業務毎に求める職種や必要な資機材などもまとめています。災害時には受援業務毎のシートを活用しまして、応援要請や応援を受け入れる業務の立ち上げに要する時間を短縮していきたいと考えています。

今後についてです。計画の策定後につきましては、計画の実効性を高めていく取り組みが重要です。本年3月のこのガイドラインの策定を受けまして、まず区の庁内各部は、災害対応について部ごとにマニュアルがあります。この受援計画をそのマニュアルに反映していく、こういう作業を今進めているところです。また、今後実施していきます訓練などの結果を踏まえまして、こうしたガイドラインはもとより、受援業務シートについても適時見直しを図っていくことによりまして、実効性を高めていきたい、このように考えているところです。

災害時にはこうした支援を早く受け入れて非常時優先業務を実施することが必要といわれています。今後も実効性を高める取り組みに努めてまいりますので、関係機関の皆様、ご協力何とぞよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

【危機管理室長】 今年3月に策定いたしました、受援ガイドラインということで、各協定団体あるいは協定自治体等々の皆様方に、せっかく来ていただいたときにスムーズに練馬区の非常時優先業務に携わっていただくということで、その体制づくりを進めたということでございます。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、5の報告事項を終わらせていただきまして、6、その他でございます。委員の皆様方のほうから何かこの機会にございましたらお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員A】 ありがとうございます。今回の地域防災計画の見直しの中で、熊本地震の教訓を踏まえた項目4つ加えていただいて、どれも非常に的を射たポイントだと思います。私たちも含めて、多くの研究者が熊本地震の被災地に出向いて現地調査、聞き取り調査を続けてきたのですが、まさにここに出ている問題が、マスコミ等で報道されている一方で、非常に局地的に大きな被害ではありましたが、それでも首都圏あるいは南海トラフ等で前提となっているほどの被害のボリュームではない災害なんですね。極めて局地的な災害、被災地でした。それなのに、何でこれだけのいろいろな問題が指摘されたのか。それを解決するための対策が盛り込まれているんですが、一方で、こういった公的な対策にはもうおのずと限界があります。あの程度の規模であれだけ混乱する。それをなくしていくためには、よく言われることですけれども、やはり1人1人の住民の役割をもっともっと強化していかなければ絶対乗り越えられないというふうに思っています。

具体的に言いますと、避難所で多くのボランティアや自衛隊の方が炊き出しをしています。物資もたくさん来ています。でも、すぐそばのコンビニは震災から数日で営業しているんですね。そうすると、避難所から皆さん、お財布を持ってコンビニに買い物に行く。そういうアンバランスな状況が生まれていたのもまた事実です。それから、かなり東日本大震災を契機に、避難所の自主運営、自助、共助で運営していこう、頑張ろうという機運

が高まっていたんですが、今回、熊本の被災地に行ってみんなが感じたのは、後戻りしてしまって、非常にボランティアや行政に過度に依存してしまっているという様子も見受けられました。特に、練馬区を含む東京23区は、とりわけ人口規模が非常に大きいです。被害にも地域的なばらつきもおそらく出てくる。そうなってくると、まず自助とそれから区の中での住民同士の助け合いということが、もっともっと強化していく必要があり、今回、地域防災計画の中で主として指定公共機関とか公的機関ができることというのは盛り込んでいらっしゃるんですけども、一方でやはり、地域あるいは消防団なども含めて、地元の方たちの態勢をより一層充実、それからそれを後押しするために、区としてどんな政策を行っていけるのか、そういったようなこともぜひ検討に今後加えていただければありがたいというふうに思います。以上です。

【危機管理室長】 ありがとうございます。熊本地震を受けての今回改正ということでございます。そういった中で、先生から今、ご意見いただいたところでございますけれども、避難拠点の状況について、事務局のほうから説明を入れさせていただきます。

【区民防災課長】 私のほうで、区内99カ所、小中学校避難拠点運営のご説明をさせていただきます。

練馬区内の区立小中学校99の避難拠点につきましては、区の職員及び学校の職員、また地域の町会の方ですとか防災会の方ですとか、そういった方々に避難拠点運営連絡会という形でご参加をいただいているところです。日々、区の要員、学校の要員、避難拠点運営連絡会の方々が定期的に会議等々を行って、マニュアル等に基づき実動の訓練をしているということです。私どもも、職員が会議、訓練等々の場に出向かせていただき、お手伝いをさせていただいているという状況です。

また一方、委員から共助というふうなお話も伺いました。その点につきましては、光が丘にあります防災学習センターで、ねりま防災カレッジという区民の皆様向けの講座に、共助コース、いわゆる地域の皆様方で助け合って、震災時には地域の皆様方で地域を守っていきましょうというテーマのコースも実施させていただいているところです。こういった部分につきましては、ご指摘いただいた部分も踏まえて、より強化していけるように取り組んでいければと考えているところです。簡単ですが、区の状況についてご説明をさせていただきます。

【危機管理課長】 今もお話にありましたように避難拠点、平成7年からこの制度を使っております。またそれ以外にも、消防団というお話がありましたが、私ども3署、区内に消防署がございまして、それぞれに消防団がございまして、非常に日ごろから取り組みが進んでいるところでございまして、区の防災施策においてはそうした共助の部分については他自治体と比べても進んでいるのではないかと考えております。今回の見直しの中で、改めて取り上げてはいたしません。引き続き皆様のご協力をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【危機管理室長】 避難拠点運営は、地域の皆様方の訓練あるいは会議を通じてそれぞれ

れの拠点の実際に動く体制づくりというのは、これで十分ということはありませんので、新たな課題、新たな取り組み等々、問題点、課題等々、常に認識しながらそれを解決していくというような取り組みになってきているところでございますので、それを進めさせていただくというようなことで進められればと思っているところでございます。

【委員 A】 ご説明ありがとうございます。熊本地震の4のところにも、避難拠点以外の避難者への対応と書いていただいているんですけども、実際、ここで避難拠点とおっしゃっているところとか、それから学校など、指定の避難所に逃げる人は全体の3割ぐらいで、過半数の方は避難所には来ないんですね。例えば親戚知人を頼っていたり、あるいは在宅であったりなどなど、いろいろな人がいろいろな動きをする中で、例えば要援護者がどこに取り残されているのかとか、この人はどこにちょっと一時的に避難しているのかとか、そういった、地域にあるいは被災者に根差した情報というのは、やはり隣近所の方たちのネットワークというのが非常に重要になると思いますので、そういうことも含めて、やはり近隣の共助というのは重要だなというふうに感じています。

【危機管理室長】 ありがとうございます。安否確認の関係というのは、私どものほうもこの避難拠点を中心に防災会の方、あるいは避難拠点運営連絡会の方のお力をかりながら進めていくという、計画としてはそういうふうな形で一定整理をさせていただいておりますけれども、地域にさまざまな配慮を要する方、支援を要する方がいらっしゃいます。実際の災害の状況によって、対応のできる範囲というか、時間との関係がございまして、安否確認を行う上での課題が出てきようかなと思っています。いずれにしても、避難行動の要支援の方の対応というの、私どものほうとしては一定進めさせていただいた部分でございまして、これも地域の皆様方のお力をかりながらさらに進めていければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【委員 B】 今年、避難拠点の運営連絡会の交流会が行われて参加しました。10年以上前に交流会が実施されましたが、それ以降は実施されておらず、希望しておりました。今年実施されましたありがとうございます。この避難拠点の運営連絡会の交流会、あるいは防災会、消防とかいろいろなグループが防災関係でございまして、やはり自分のところしか情報がわからない面がありますので、ほかの地域の方のいいところを勉強したいという気持ちがとてもあります。できましたらもう少し、練馬区内は広いので、何カ所かに分けてきめ細やかな交流会を行い、そこで自分たちが学習をし、そしてほかの組織の方からいろいろなお話を伺って、自分のところでは取り入れられていないことなどを勉強して進んでいけたらと思っております。もう少し練馬区としてはきめ細やかな交流会を企画して今後進めていただければと思います。

そしてもう1点、先ほどお話のあった、光が丘にある学習センターのカリキュラムについてですが、以前に比べて、スタートしてから随分多くの方が参加されて、私の周りにも一般の方が勉強しに行き、とても楽しい、そして勉強になった。今まで知らなかったことを、防災ってすごくハードルが高いと思って興味がなかったけれども、実際に自分のま

ちの道路とかを歩きながらいろいろ教えていただいて、すごく興味が持てておもしろくなってきたという感想を聞きました。これはとても重要なことで、やはり防災は一般の方からすれば、とてもどうでもいいと言ったら何ですが、かなり敷居が高いんですね。ですから、楽しく、自分にとって必要だと思えるような学習ができるように身近なところで工夫できるようなものを取り入れてやっていただけたらと思っております。以上です。

【区民防災課長】 今年の2月に、何年かぶりに拠点の交流会を開催させていただきました。ご参加いただきましてありがとうございます。そのときは、拠点における女性への配慮ですとか、女性の視点を生かした拠点の運営とか、そういったことをテーマに各拠点の中での取り組み状況について意見交換をさせていただきました。その中のアンケートの中で、やはりこういった交流会を続けてもらいたいというようなお声をいただきました。また、先ほど委員からのお話もありましたように、各地域での交流会もというようなお話も伺ったところですので、今年につきましては、全体的に交流会をやるのが1点、また、地域ごとに交流会をできればということで今計画をしているところです。光が丘地域においては、来年の2月に光が丘地域の拠点の方々の交流会を行いたいというふうに考えています。そういった中での発展する形で、例えばその中に消防さんにご協力いただいたり、消防団の方にご協力いただいたりですとか、そういったさまざまな手法というのはあるかと思しますので、ご出席いただいた拠点の委員の皆様、連絡会の方々のご意見を踏まえて、各関係機関の皆様にもご協力いただきたいというふうに考えているところです。ぜひまたご参加いただいてご意見をいただければというふうに思っているところです。よろしくお願いたします。

【危機管理室長】

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、6のその他を終わらせていただきます。

それでは、以上で平成29年度練馬区防災会議（第1回）を閉会させていただきます。本日はご協力ありがとうございました。

了